

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年3月25日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000339号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000106号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和48年3月1日から同年1月21日に訂正し、同年1月及び同年2月の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

昭和48年1月21日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和48年1月21日から同年3月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年1月21日から同年3月1日まで

私は、昭和47年4月にB社に入社し、継続的に同社に勤務していたが、C地方の店舗からD地方の店舗へ転勤した際の請求期間の厚生年金保険の記録がない。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者に係る雇用保険の加入記録、B社の元監査役及び複数の同僚の回答及び陳述、同僚のオンライン記録等により、請求者は請求期間において同社の関連会社であるA社に継続して勤務し(昭和48年1月21日にB社からA社に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、請求者のB社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失時及びA社に係る被保険者資格取得時の標準報酬月額から、6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の元事業主は、昭和48年1月21日から同年3月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料

を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000309号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2000032号

## 第1 結論

平成元年\*月\*日から平成3年4月1日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年\*月\*日から平成3年4月1日まで

私は、請求期間当時学生であったが、母親からの勧めで、20歳頃にA市で国民年金に加入したと思う。請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料等は所持していないが、請求期間の保険料は主にB銀行C支店の窓口で定期的に納付した記憶がある。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、20歳頃にA市で国民年金に加入し、主にB銀行C支店の窓口で国民年金保険料を定期的に納付したと思うと主張しているが、当該主張以外に、請求期間に係る国民年金の加入手続の状況、国民年金保険料の納付金額及び納付時期について具体的な記憶がないことから、請求期間当時の加入手続及び保険料納付の状況は不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月の時点で請求者が加入していた厚生年金保険の記号番号であり、請求者には、基礎年金番号に統合されている国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)\*が別に付番されていることが確認できることから、請求者は請求期間当時学生であったため、国民年金への加入は任意とされており、当該手帳記号番号は、学生が国民年金に強制加入とされた平成3年4月1日を資格取得日として同年5月20日に処理されていることが確認できることから、請求期間は国民年金の被保険者期間とされていない。

さらに、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者の手帳記号番号\*とは別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムにおける氏名検索を行ったものの、当該手帳記号番号とは別の手帳記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらないことから、請求者は請求期間において国民年金に未加入であったと考えられ、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

加えて、A市は、請求者の国民年金の記録が確認できる資料は保管していないと回答している上、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を主に納付していたと記憶するB銀行C支店は、請求期間当時の保険料納付状況を確認できる資料は残されていないとしている。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。